

あてが い ち ぎようぶん
⑧宛知行行分之事

慶長 17 (1612) 年 6 月 3 日

これは、若林又左衛門が黒印の人物から越前国（現福井県）内で土地を与えられたことを示す文書です。初代越前藩主結城秀康（徳川家康の次男）・2代松平忠直の時代は、国内を12の「領」という行政単位に分け、主な家臣に知行地として与えていました。丸岡領（同県坂井市丸岡町ほか）・三国領（同市三国町ほか）で計3万石を与えられていたのが多賀谷泰経であることから、黒印は泰経のものと推定できます。戦国時代の多賀谷氏は、結城氏が下総国（茨城県）の大名であった頃からの重臣で、常陸国下妻城主でした。

若林茂生家文書 P01207 No.1

宛行知行分之事

一高七拾石

三国領
東長田村

一高三拾石

丸岡領
南疋田村

合百石者

右無相違可令領知者也

仍如件

慶長拾七年子六月三日



若林又左衛門

【史料⑧】宛行知行分之事（慶長十七年）

〔釈文〕

宛行知行分之事

一高七拾石

三国領
東長田村之内

一高三拾石

丸岡領
南疋田村之内

合百石者

右無相違、可令領知者也、
仍如件

慶長拾七年子六月三日（多賀谷泰経・黒印）

若林又左衛門とのへ

〔読み下し文〕

宛行（あてがう）知行分の事

三国領

一高七拾石 東長田村之内

丸岡領

一高三拾石 南疋田村之内

合わせて百石は

右相違無く、領知せしむべきものなり、
仍って件のごとし

慶長拾七年子六月三日（多賀谷泰経・黒印）

若林又左衛門とのへ